

放射性物質による汚染が懸念される震災廃木材の処理について

平成 23 年 12 月 7 日

NPO 法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

概 要

東日本大震災において発生した震災廃木材を再利用するに際し、放射性物質による汚染が問題となり、再利用が進んでない状況が見受けられる。

このため、連合会は、放射性物質の影響が比較的薄いとされる岩手県や宮城県内の廃木材を対象に処理をテスト的に実施し、今後の再利用拡大促進の方策等を模索する。

1. 廃木材の種類及び処理対象区域

- (1) 処理対象廃木材：柱材、梁材等の長材とする。
- (2) 廃木材の処理対象区域：岩手県・宮城県内

2. 廃木材の処理及び有効利用

北日本協会はもとより関東協会及び全国の会員（チップメーカー及びユーザー）に依頼する。（地元から広域に段階的に実施し、運搬に関しては陸路はもとより順次、海路輸送も視野に入れる）。

3. 廃木材の活用先

マテリアルユーザーに協力を働きかけ、理解を得て利用を願うと共にサーマルユーザーへの情報提供を積極的に行い、利用を促す。

4. 放射線量と品質規格

(1) 放射線量測定については

廃木材の放射線量： $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以下とする。（対象物より上 1 m での計測）
⇒ 1 mSv/年以下

(2) 暫定基準値：放射性セシウム合計数値 200Bq/kg 以下

（当連合会「震災廃木材の放射性物質測定方法（修正案）について」より）
初回より 1 ヶ月毎に 1 回以上、放射性物質濃度の検査を行う。

(3) 木質リサイクルチップの品質規格は連合会の定めた規格とする。

(4) 放射線量や塩分等が規格に適合しない物は、現場において別に保管し、今後、品質規格に沿うように前処理の検討を行う。

5. 放射線量の測定箇所（カッコ内は測定頻度）
 - （1）集積場から選別した柱材や梁材等の長材（搬出車両毎）
 - （2）チップメーカー及びユーザーの保管場（搬入時車両毎）
 - （3）破砕処理後のチップ（搬出時車両毎）

6. 放射線量及び濃度の情報公開

測定した数値については、随時連合会ホームページに公開すると共に運搬時に交付するマニフェスト伝票に添付する

7. 廃木材の運搬
 - （1）地元および近隣の廃木材のチップメーカーまでの運搬は、陸路車輛による。
 - （2）広域処理を行う際は、場合に応じて海路輸送を用いる。

8. 事前協議
 - （1）廃木材の受入施設（チップメーカー及びユーザー）が位置する行政等に本事業の説明を行い、理解を得る。
 - （2）チップメーカーにてチップ処理する場合はユーザー及びユーザーの工場の位置する行政等に本事業の説明を行い、理解を得る。（海路輸送に関しては着岸する港の行政等にも考慮する）

9. 費用
 - （1）輸送費

廃木材に受入施設（チップメーカー及びユーザー）に係る輸送費においては各々見積もりを実施し、関係者の合意を得るものとする。
 - （2）処理費

北日本地域における処理費については処理量が集中していることも勘案し、都度各々確認し、関係者の合意を得るものとする。

なお、処理費用については、各地域の諸事情に鑑み決めたら如何か。

